二年間	百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
一年間	百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十

5～8　（略）

9　保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

申し出た割合	金額
百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八又は百分の七十五	基準収入金額に百分の七十、百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の七十又は百分の六十五	基準収入金額に百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の六十又は百分の五十五	基準収入金額に百分の五十を乗じて得た金額

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条　法第百七十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　保険期間の開始の日の属する年の前年及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二・三　（略）

（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあっては、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみである者に限る。）を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始の日の属する年の前年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一　過去における農業収入金額（保険期間の開始の日の属する年の前年における農業収入金額を含む。）に関する書類

二・三　（略）

四　保険資格者の青色申告の承認の通知（所得税法第百四十六条又は法人税法第百二十四条の規定に基づき税務署長が承認の処分をする旨を通知する書面をいう。）の写し

2～4　（略）

一年間	百分の七十、百分の六十又は百分の五十
（新設）	（新設）

5～8　（略）

9　保険資格者は、第百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

申し出た割合	金額
百分の八十、百分の七十八又は百分の七十五	基準収入金額に百分の七十、百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の七十	基準収入金額に百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の六十	基準収入金額に百分の五十を乗じて得た金額

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条　法第百七十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　申込日の属する年（法人にあっては、申込日の属する事業年度。以下同じ。）及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二・三　（略）

（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち申込日の属する年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一　過去における農業収入金額（申込日の属する年における農業収入金額を含む。）に関する書類

二・三　（略）

（新設）

2～4　（略）